

「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察 ～子どもたちに未来はあるのか

中 神 洋 子

はじめに

「子ども兵」に対して国際社会の注目が集まり始め、「問題」として取りざたされるようになったのは1980年代、イラン・イラク戦争⁽¹⁾の最中のことである。当時のイランのカリスマ的宗教指導者、ホメイニ師の親衛隊とされた子ども兵たちが、安全確認のための先発隊として地雷原を行進させられた。地雷の爆発で、大勢の子どもたちが吹き飛ばされ死傷していくさまを、欧米のジャーナリストが生々しく伝え、世界中を震撼させたのである。しかし、こうした残酷で衝撃的な役割はともかく、「子ども」が軍事的な行為に直接的・間接的に関わってきたことは、歴史的に見ても決して目新しいことではない。古代から中世ヨーロッパ時代にも、10代そこそこの子どもが、時には家族と共に、時には大人の兵士の従者として使われていたことは、様々な文書や記録にも記述され残されている。

では、なぜ今「子ども兵」の存在は問題視されるのだろうか。その答えのひとつが、いうまでもなく、その数の急激な増加である。特に東西冷戦終結後の1990年代に入ってから、政府軍によるものももちろんであるが、反政府武装組織や自衛、民兵組織などによって、積極的且つ強制的な徴兵が目立ってくる。或いは、彼・彼女らの戦闘への関わり方が、子ども

の力を逸脱したものになっており、上述したように、軍事組織内で彼らが残酷的に扱われている事実が次第に明るみに出るようになってきたからであろう。

1989年に国際連合総会で採択された“Convention on the Rights of the Child”、通称『子どもの権利条約』⁽²⁾の第1条は、子どもを18歳未満と定義している。兵・兵士とは、様々な軍事活動あるいは、自衛などを含む武力闘争に関わっている者というのが、大雑把な解釈である。しかし、どのようなタイプの組織で、いかなる活動に従事しているかなどによっては、兵士というカテゴリーに当てはまるのかどうか意見の分かれるところだ。例えば、国家の権力を掌握し運営している側の軍隊は、政府軍と呼ばれ、「正規」とみなされる。その政府軍以外の組織で、大方の場合は政府軍に対峙して武装した集団（本稿では以下「反対武装勢力、あるいは組織」と記述する。）は、その政治的目的や思想・信条或いは、利害関係により、同じ国内に複数存在することも多い。こうした政府軍や反対武装勢力など、組織化されたグループに徴募された者、あるいは自ら志願して入隊した者を、「兵・兵士」とみなすのが一般的である。一方、パレスティナの群衆による襲撃や反撃に見られるように、戦いの目的やターゲットとなる敵がある程度共通しており、闘いが長期にわたり継続していても、組織化されていない民衆は、一般的に考えられる「兵・兵士」としては分類されない。こうした非組織の民衆の中には多くの子どもたちも含まれており、彼らは、大人と同じように投石や爆発物を含む武器を使用して戦う。自らの命を投げ出し、敵の中に突撃して、或いはそのようにさせられて死んでいく。これらの子どもたちも、広い意味で、「子ども兵」として扱うべきではないだろうか。

さて、徴募や志願によって入隊した者は、そのまま即その組織の正式な一員としてみなされるとは限らない。見習いであったり、臨時雇いであったりすれば、そうした非メンバーが「兵士」として計上される可能性は低

い。もちろん非正式・正式に関わらず、彼らの仕事や任務内容にさほど違いはない。直接的に戦闘行為に従事することもあるだろうし、間接的に戦闘行為をサポートする任務かもしれない。あるいは、組織の構成員たちの日常生活を支える非戦闘行為であったりする。

このように詳しく見ていくと、いったい「兵・兵士」とは誰のことか、何を基準に「兵・兵士」とみなすかと問われても、その解釈の統一を試みるのは難しいことが垣間見えてくる。ということは、それぞれが置かれた立場によって、自分たちの最大の利益になるようにあるいは不利益にならないように、兵士の定義をその都度変えることが可能となるのである。こうして「子どもとは誰?」「兵・兵士とは何を基準にして決定するのか?」などの複層的な定義をクリアしなければ、「子ども兵」とは誰なのかという定義でさえ最初からあやふやな状態になってしまうのがわかる。「子ども兵」を特定することの難しさ、そこに端を発する問題は後の第3章でとりあげることにする。本稿では、組織化されず、群衆の中で闘争に加わる者も含め、更に任務や身分に関わらず、軍事・武力活動に参加する（させられる）18歳未満の子どもを「子ども兵・兵士」（以下「子ども兵」と記す）と捉えて書き進めることにしたい。

まず子ども兵の現状や歴史を含めた概観を述べたあと、彼らをめぐる様々な問題を浮き彫りしていきたい。なぜ、子ども兵は減るどころか増え続けるのか。国際社会はどのように取り組んでいるのか。そこから見えてくる問題点は何であるのか。子どもの戦争への関与をなくす、あるいは減らすために必要な要素は何かを、“子どもたちに果たしてどのような未来が約束されるのだろうか”といった疑問を念頭に置きながら考えてみたいと思う。

1 章：「子ども兵」概観

1. 減らない子どもの兵士たち

1980年代に国際社会の注目を集め始めた子ども兵の問題は、人権などに関わる様々な民間の非営利団体（以下 NGO と記す）の地道な活動や各国政府の働きかけなどで、武力闘争への子どもの参加禁止などを盛り込んだ『武力紛争における児童（子ども）の関与に関する児童（子ども）の権利条約選択議定書』（以下『選択議定書』と記述⁽³⁾）を国連で採択するまでに進展した。様々な国際的な取り組みが、こうして徐々にではあるが進展していく中、世界には、未だに 36 カ国（地域）に少なくとも 30 万人以上の子ども兵が存在しているとの推定がなされている⁽⁴⁾。しかし、これは、あくまでも推定である。はじめにでも述べたように、子ども兵の定義のあいまいさや年齢などの統一的な合意がなされない中、あるいは子ども兵の存在を否定する国もある中、その数は 80 万人を下らないだろうとする専門家や NGO もいる⁽⁵⁾。『子どもの権利条約』1 条では、18 歳未満と定義されている「子ども」である。しかし、こと兵士に関しては、同じ条約中の 38 条で、子どもの戦闘行為に徴募したり参加したりする最低年齢を 15 歳としている⁽⁶⁾ことから、この 15 歳を基準に子ども兵の数を見積もっているということも、数のばらつきの理由であろう。

表 1 は、子ども兵の存在が認められた国を、政府軍と非政府軍に分けてわかる範囲でまとめたものである。非政府軍は、政府に対峙し主導権争いを目的とするグループと、反目というよりは自衛を目的とする集団とに分けてある。アフリカ地域での子ども兵関与が顕著であることがわかる⁽⁷⁾。又図 1 は、子ども兵の存在が政府軍・反対武装組織にかかわらず確認されたものと、世界で現在も継続中、および 1997 年・1998 年に終結した武力紛争を重ね合わせたものである⁽⁸⁾。

「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察

表 1：武力紛争での子ども兵の関与状況

地域	国名	政府軍	非政府軍		子どもの 総数(人)	最低年齢 の記録	女子の兵 有無
			民間 武装組織	反政府の 武装組織			
南米	コロンビア	—	○	○	14,256	8歳	Yes
	メキシコ		○	○	?	2歳	—
	ペルー			○	?	11歳	Yes
アフリカ	アルジェリア		○		不明	15歳	No Report
	アンゴラ	○		○	10,700	8歳	Yes(30~40%)
	ブルンジ	○		○	2,000	12歳	Yes
	チャド	○			—	—	—
	コンゴ共和国	○		○	—	14歳	—
	コンゴ民主共和国(旧ザイル)	○		○	15,000	8歳	—
	エリトリア	○			—	—	—
	エチオピア	○			8,000~	12歳	たぶん No
	ルワンダ	○		○	100?	15歳	No Report
	シエラレオネ	○	○	○	6,000	5歳	Yes(3%)
	ソマリア	○	○	○	?	11歳	—
スーダン	○		○	31,500	7歳	Yes	
ウガンダ	○		○	5,000	5歳	Yes(31%)	
アジア	アフガニスタン	○	○	○	118,000	10歳	No Report
	インド		○	○	?	11歳	Yes
	インドネシア		○	○	?	—	—
	ミャンマー	○		○	—	—	—
	ネパール			○	—	—	—
	パキスタン			○	?	—	—
	フィリピン			○	2,000	10歳	Yes
	ソロモン諸島			○	—	—	—
	パプアニューギニア			○	100~?	—	—
	スリランカ			○	?	8歳	Yes(15%)
	東ティモール		○	○	—	—	—
タジキスタン			○	?	16歳	No Report	
ウズベキスタン			○	—	—	—	
ヨーロッパ	ロシア連邦			○	?	11歳	—
	ユーゴスラビア		○	○	?	—	—
	トルコ			○	14,000	7歳	Yes(10%以上)
中東	イラン	○		○	?	9歳	No
	イラク	○		○	?	10歳	—
	イスラエル	○		○	~100	12歳	—
	レバノン			○	?	9歳	—

注：2001年現在で進行中の紛争

出典：Human Rights Watch

様々な NGO や国連児童基金（以下ユニセフと記述）の地道な聞き取り調査によれば、10歳以下の幼い子どもが関与している例はもちろんあるが⁽⁹⁾、10歳以上になるとその数が急増すると見られる。子どもたちの多くが、銃を担いだり操作したりすることが出来るようになるからであろう。10歳以下の幼い子どもや10歳から15歳のグループに属する若い10代の子どもは、政府の正規軍よりも、反対武装組織の方に目立つようだとの報告もある⁽¹⁰⁾。しかし、多くの場合は、15歳から18歳未満の年齢グループが大勢を占めているようだ。従って、15歳以上18歳未満も「子ども兵」として考慮した場合には、その数は、倍増するのではという見方もされている。例えばアフガニスタンでは、“軍隊の26%は18歳未満”であり、反対武装勢力側はもう少しその割合が高いという。反対武装勢力が分裂を繰り返すエチオピアでは、“45%は18歳未満”しかも最前線で戦っている子どもはその三分の二以上であるようだ⁽¹¹⁾。

更に、子ども兵は紛争地域の、しかも開発途上国の問題と考えられがちだが、決してそうではない。例えば先進国イギリスでは、約7,000人の18歳未満の子が兵役についているし、アメリカでも、17歳の若者の入隊あるいは前線での任務が報告されている。

子ども兵士には男の子の数は圧倒的に多いが、もちろん女の子もその数を増している。兵士イコール戦闘という激しい行為に関与する人という単純化されたイメージが存在するためか、子ども兵は男の子の問題であると一般には考えられがちだ。第3章にもこのことは問題のひとつとして取り上げているが、child soldiersを「少年兵」と日本語で表現する場合が多々あることにも、或いは子ども兵という訳では、ひ弱な感じがして違和感があるという若い世代の意見にも、この問題がジェンダーバイアスに捉われる傾向は見て取れる。これが、女性兵の正確な数も、彼女たちの兵士としての実態もあまり明確にはされない理由のひとつかもしれない。表1に、女子の兵の有無と、子ども兵全体に対するおおよその割合も、判別できる

範囲で併記したので参考にしてほしい。

2. 脅しや誘拐による徴募の増加

さて、子どもたちはどのようなプロセスで兵士になるのであろう。通常徴募といえば、ある一定の年齢に達した者全員が公の通達を受け、軍事機関に入隊することを義務とするように、その国の法的な体系の中で定められているものだ。従って、多くの徴募兵は政府の正規軍が兵を集めるための手段であることが多い。しかし、実際には、徴募も誘拐やうまい言葉によつての誘導や脅しなどを含めた、強制徴募がほとんどであるといわれる。それというのも、もし公の徴兵ということならば、個々人の名前や年齢がきちんと整備されていることが大前提のはずである。でなければ、法律などで定められた徴兵年齢に達した者を正確に把握するという基本が成り立たない。しかし現実には紛争当事国や開発途上国の多くでは、出生届けの提出や戸籍の登録などの整備や管理が不十分又は制度化されていない。従って、毎年誰が次に徴兵されるのかということは、政府軍にとってはあまり重点事項ではないし意味もなさないのである。それよりは、その時々々の紛争や戦争状況に応じて必要な人数を集めることの方が、彼らにとっては合理的であり実用的なのだ。

そこでその必要人数をノルマとして課せられた軍の徴兵担当者たちが、あちこちの村や地域に住む体制側の権力者たち、例えば民兵や警察、或いは村の長や実力者たちに、「代理人」としてのノルマを満たすように強要するのである。こうして「政府軍の代理人」たちは、軍隊からの罰や不利益を避けるために、限られた期間内に様々な手段を使って人集めに奔走しなくてはならない。実際、心から好んで軍隊に入隊したいと思う人はさほど多くないと、多くの民間の調査は述べている。そうなると、誰かが、ノルマを満たすために、「犠牲」になって徴募に応じなくてはならないことになる。調査の多くが、ターゲットとされるのは、村の権力者などに賄賂

を支払うゆとりのない貧しい人たちが、睨まれ疎まれたりしている人たち、そして幼い子どもたちであるという⁽¹²⁾。

反対武装勢力の場合には、その思想信条に感銘を受け、自分が置かれた境遇の改善を実現できるかもしれない、あるいは不平等で不公正な社会を変えたいとの思いで、自らの意思で兵士になる、いわゆる志願兵に頼ることが多いように考えられている。しかし、子ども自らの意思というより、家族や周辺の人々の強い願望や要求であったり、志願せざるを得ない社会的・経済的状況下での志願であったりする。詳しく状況を見てみると、志願兵についても、強制的な徴兵とさほど区別ができないケースが多いようだ。反対武装勢力の場合は、活動拠点などが都会や大きな町から遠く離れた、人目の届かない村や地域、人里離れた山奥やジャングルであるために、特に力によるリクルートが顕著である。例えば、親を失った孤児、一人或いは少人数で歩いている子どもたち、ストリートチルドレンなどは、容易に強制的徴募や誘拐のターゲットになる。校門の前で待ち伏せされ、学校帰りの子どもが集団で狙われることもあるし、村の襲撃の際に、「子ども狩り」と称して子どもだけ連れ去られることもある。紛争が長引き、更なる人手が必要になるにつれ、政府の正規軍も含め、子どもの“青田買い”⁽¹³⁾に拍車がかかる。子どもの争奪戦は、誘拐や強制徴募の年齢を下げる要因ともなり、こうして年端もいかない幼い子どもが犠牲になっていく。

3. 過酷な殺人教育と実践

さて強制的徴募にしる、志願兵にしる、いったん政府軍や反対武装勢力のグループに入隊した子どもたちを待っているのは、様々な仕事や過酷な訓練だ。彼らは、軍隊や武装組織などの最大目的実現のために、徹底的に殺人教育やその実践で鍛え上げられる。そしてどのような残忍なことも平気でやってのける「殺人凶器」として短期間のうちに改造されていくのである。過酷な訓練の「卒業試験」として、子どもたち自身の親や兄弟姉妹、

あるいは、同じ村の人たちを殺させるといった報告もある⁽¹⁴⁾。入隊後、あるいは武装訓練過程で日常的に体験する様々な身体的、心理的、性的な暴力や拷問などは、子どもたちから人間としての大切な子ども時代のみならず、精神的、情緒的、感情的に健全な発達の機会を急速に奪い取っていく。戦闘行為、殺戮などへの恐怖、心や身体の痛み、苦しみ、訓練のつらさなどを忘れ、残虐な行為や危険な任務を大胆にやっつける力をつけるためなどと称して、麻薬、アヘンなどを強制的に与えられることも広く知られている⁽¹⁵⁾。

厳しい軍事訓練を課せられた子どもたちは、戦闘要員として直接武器を持って戦闘に加わり、村人たちの殺戮、女性に対してのレイプ、村の焼き討ちや破壊、食糧を含む様々な物資の略奪といった行為に関わっていく。その他にも、子ども兵は、様々な任務や役割を負わされる。戦闘にかかわる支援任務、例えば、見張り、偵察やスパイ、通信や伝令・伝達手段、死と隣り合わせの危険な仕事、例えば、銃器などの手入れや管理、戦闘中に火薬などつめる作業、地雷の除去作業のみならず、前述したように、地雷原の先発隊としてのいわば捨石の役割や地雷除去作業に「ヒューマンスイーパー（人間掃除機）」として⁽¹⁶⁾など、様々である。更に、日常の生活を支える仕事、例えば、炊事、食料や燃料の調達、水運び、荷物運び、洗濯、使い走りなども子どもたちの大切な役割である。女の子たちの多くは、大人の兵士たちに、時には同じ子どもの兵士たちに対する性的サービスを強要され、彼らの様々な身の回りの世話もしなくてはならない。もしグループ内の大人の兵士たちが戦闘で負傷したり病に倒れた場合には、傷の手当てや看病なども子どもたちに課せられる。

こうして様々な任務を担わされる子ども兵の日常生活の現状は、様々なNGOや専門家による聞き取り調査から、悲惨なものであることが明らかにされている。食事をまともに与えられず、寝る時間も保障されず、殴る蹴るなどの身体的暴力などに日常的にさらされる。軍事訓練が不十分であっ

たり、技術的な訓練を全く受けないまま、銃器を扱われたりすることもあり、負傷する子どもの確率が高い。負傷した子ども、疲労の蓄積や体力の限界などで訓練や戦闘に量的にも質的にもついていけず、遅れたりミスを重ねたりする子どもは、足手まといになるため、殺害されることも多いようだ⁽¹⁷⁾。

不十分な栄養や睡眠、劣悪な生活環境に置かれた子どもたちは、次第に体力的に弱り、病気になったり感染症に冒されたりしていく。もちろん、何らかの医療手当を受けられるはずもなく、そのまま死を待つか、殺されるかの選択しか持ち得ないこともある。絶望的になって自殺する者もあるし、無謀にも脱走を試みる子どもたちも少なくない。しかし、体力の弱った子どもたちの脱走はほとんどが不成功に終わる。捕まえられ連れ戻された子どもは、同じ仲間の子どもたちによって、殺戮の「練習台」としてリンチを受け殺される運命にある。子どもたちは、脱走を試みて失敗した仲間の耳や鼻などを徐々に切り落として死の恐怖を味あわせるよう命令されたり、殺した後、内臓をえぐり出して首に巻くように言われたり、心臓、肝臓、腎臓などの臓器を食べ、流れ出た血を飲むように強要されたりする⁽¹⁸⁾。こうした経験の積み重ねは、子どもたちから人間としての正常な感情を奪う。そして後に、武装解除などで解放された時、社会復帰を試みる機会が幸運にも訪れた時などに、トラウマとなって彼らを長期にわたって苦しめることになるのである。

第2章：「子ども兵」増加の背景

1. 戦争と子ども兵

子どもの兵士は、前述したが、何も目新しいものではない。歴史的に見ても、彼らは様々な形で戦争に参加し、あるいは予備軍としての見習いや訓練を受けてきた。まず子どもたちの軍事行動へのかかわりの歴史に簡単

に触れておこう。

子どもが戦争中にその一端を担っていたのは、古くは古代に遡るといわれる。当時は、家族と行動を共にすることが多く、大人の兵士たちの身の回りの世話から、鎧や武器などを代わりに運ぶなど、彼らを支える助手のような役割を持っていた。中世ヨーロッパ時代になると、10代はじめ頃の若い子どもが、成人兵士の従者としての役割を担うことが主で、直接的な戦闘関与はあまりなかったと考えられる。それは、当時の武器そのものの重さや大きさが、子どもが扱えるものではなかったことも一因であろう。

近代に入ると、戦闘行動実践に臨む兵士たちを鼓舞や煽動したり、或いは開戦の合図のための太鼓などをたたいたりする役割が、子ども兵に与えられるが多かったようだ。弾薬や砲弾などを砲兵まで運び、弾薬をつめるなどの助手を務めることもあった。19世紀になると、多くのユダヤ人の少年たちが強制的に軍事施設に送られて、激しい訓練を受けたという記録がある。

20世紀に入り、世界中を巻き込む大戦が始まると、子どもの関与が様々な場面で目撃されるようになってくる。特に、レジスタンス運動の中での若い兵士たちが目だった。第二次世界大戦後から始まった、東西冷戦時代には、後述するが、いわゆる「代理戦争」といわれる戦争が多く勃発している。ベトナム戦争はその良い例だ。この戦争では、子どもを道具にして使い捨てるという残酷な行為が報告されるようになった。例えば、子ども兵の体に爆発物を巻きつけ、敵の中に紛れ込ませた後、遠隔操作で爆発させるという、今では日常茶飯事に行われる自爆行為が告発されるようになったのも、この頃からである。

1980年代後半になると子どもの兵士が激増したことは前にも述べた。では、なぜ彼らの数が急速に伸びるようになったのであろうか。いくつかの原因をまとめてみよう。

2. 変貌した戦争の形、そして兵器

第一に、戦争の本質や形が変わったことがあげられる。第二次世界大戦後から1989年のベルリンの壁の崩壊に代表される、共産・社会主義国家の衰退や崩壊までの期間においては、アメリカと旧ソビエト連邦間の表立った直接的な対決は鳴りを潜める。いわゆる東西の冷戦時代である。しかし、資本主義社会を代表とするアメリカや社会主義・共産主義社会を代表とする旧ソ連の紛争に決着がついたわけではなく、この間にいわゆる米ソの「代理戦争」⁽¹⁹⁾は頻発している。これらの代理戦争は、単に米ソのイデオロギーによる対立ではない。経済や資源の獲得を第一義としたものや、将来起こりうるかもしれない更に大きな大戦を踏まえて、核以外の通常兵器を試すためといった目的も踏まえてのものという見方は、的を射ているといえよう。例を挙げれば、朝鮮半島を分断した朝鮮戦争、ベトナム戦争、キューバ危機をはじめとする中南米介入、東欧や中央アジア、アフガニスタンへの旧ソ連による介入などである⁽²⁰⁾。

1989年の「ベルリンの壁崩壊」後、それまでの、国家間の戦争はほぼ終結し、そのかわりに、国家内の紛争が急速に増えていく。アメリカ・ソ連という大きなたががはずれたことで、それぞれの傘下のもとで抑制され、かりそめの結束を保っていた各国・地域の持つ独自の対立要求や矛盾が、一挙に噴出してくる。宗教や民族の違いを理由にしての不寛容、不平等、不正義、抑圧などに対する多様な不満などは、一民族一国家といった考え方の広がりの中で次第に一元化され、自治や自決の要求、或いは分離・独立などに至るまでにエスカレートしていくケースが多くなる。

国家間戦争の時には、その目的は、例えば領土の獲得といった明確なものであったし、攻撃の的は、例えば、軍需工場や軍関連施設、飛行場や港など流通や交通の要所などであった。また、兵士という戦争のプロ同士による戦いが常であり、民間人を直接のターゲットにすることは非常に少なかった。しかし1990年代以降頻発する国内紛争では、昨日まで隣人であ

り友人であり、あるいは親戚・家族といった人たちが、民族や宗教の違い、思想信条の違いなどを口実に分断され、敵味方に分かれて殺しあうといったことが頻発するようになる。旧ユーゴスラビアやルワンダなどの例にも見られるように、「民族浄化」⁽²¹⁾ といった戦略が前面に押し出され、それぞれの民族壊滅のための大量虐殺が、平然と、しかも頻繁に行われるようになってきたのである。一般の人々の生活の場がそのまま戦場になり、女性や子どもが、故意にレイプ、暴力や殺戮の標的となっていた。辱めを与え自尊心を奪うことでの戦意の喪失、次世代の根絶による民族の一掃といった、明らかな戦略が見てとれる。

民間人の犠牲者の割合は、第一次世界大戦では死傷者全体の 12 パーセントほどであったものが、第二次世界大戦では、大量破壊兵器や大型兵器の利用もあって、50 パーセント以上に上昇する。しかし 1990 年以降は、9 割以上が民間人の犠牲者という激増振りに、90 年代以降の紛争の特徴が現れているといえよう。そしてその犠牲者の半数以上が、次の世代を担うはずだった 18 歳未満の子どもたちなのである。更に、子どもは「無力な被害者」だけには留まらない。殺す側、すなわち犠牲者を生み出す加害者の側に、「子ども兵」という姿で容易に引き釣り込まれていくのも、近年の戦争の悲しい特徴である。

第二の理由として挙げられるのが、20 世紀になってからの兵器の格段の進化だ。その小型化、軽量化は、10 歳ぐらいの子どもでも簡単に持ち運ぶことを可能にした。更に、分解、組み立てはもちろんのこと、実弾を装填し簡単に使いこなせる上、殺傷力も格段にのびた。特に、旧ソ連を始めすべての社会主義・共産主義国で使用された、自動小銃 AK47、通称カラシニコフ⁽²²⁾ の開発は、武器の小型化に拍車をかけることになる。その他にも、アメリカ製の M16 であるとか、ドイツ製の G3 など⁽²³⁾、殺傷能力の高い小型銃が大量生産されるようになると、その価格は安くなり⁽²⁴⁾、資金の乏しい国々や小さな組織ですらも手にすることが簡単になってくる。

1989年以降、社会主義諸国の崩壊に伴って不要になったカラシニコフを中心とした小型銃は、特に貧しい開発途上国や紛争地域に大量に安値で流入した。銃王国アメリカには闇の市場が多数存在し、誰でも容易に銃を手に入れることは、広く知られている。こうした兵器の変化やその蔓延⁽²⁵⁾が、多くの子どもの前線での戦闘行為に大きく影響していることは明らかである。対人・対車地雷も小型化し、形も色も豊富になり、誰でも簡単にばら撒くことが可能になった。

3. 子どもは便利な消耗品

成人兵士と違い、子どもは小柄で機敏であるということが、子どもの需要を高める。これが、子ども兵増加の第三の理由である。“まさか子どもが……”と考える一般民衆の目をうまく欺き、大勢の人々の中に紛れ込んで目立たず巧みに動き回るために、大変重宝な存在なのである。しかも彼らは暴力や脅しで容易にコントロールできる。命令ひとつでどのような仕事でもやり遂げ、絶対服従を貫く。更に洗脳されやすく、如何なる残酷な行為も、やってのけるようになる。「英雄になれる」と檄を飛ばせば、地雷原の先発隊として犠牲になることもいとわず走り抜けるし、村々の襲撃、殺戮、強奪、焼き討ちなども顔色一つ変えずにやり遂げる。大人兵たちの間には、彼らが死んでも代わりは容易に見つかるといった、使い捨て感覚が蔓延しているのであろう。彼らにとって、子どもは人間としての価値など持たない、使い勝手のよい便利な道具、単なる消耗品なのだ。

しかも子どもは様々な点から経済的で安上がりでというのが、第四の理由として挙げられよう。大人の兵士たちと違い、たとえ心の中で思っていたとしても、食事の量や質に対して決して文句は言わない。不満や不服従を表したりすれば、暴力で押さえつけられ、食事を抜かれ、更にエスカレートした虐待や拷問が待っていることを彼らは身をもって知り尽くしているからである。軍隊では賃金が支払われることもあるが、その額は極めて少

なく、たとえ給料が支払われなくても、子ども兵は文句を言うことはない。しかし成人兵はちがう。つらい軍隊生活や訓練、それに見合った給料の支給がないことなどへの不満は、かなりの数の成人の脱走兵を生み出すという。成人兵の脱走が相次ぐと、その穴埋めのためにも、安上がりでコントロールしやすい子どもは、好んで徴募の対象となる。更に、国内における内部抗争が激しくなればなるほど、政府軍はもちろんのこと、様々な武装勢力グループが、子どもたちを誘拐も含め力づくで奪い合う結果になる。脱走の成功確率が極めて低く、見つかって連れ戻されれば死の制裁が待っていることを知り尽くしている子どもたち、あるいは、帰る場所のない子どもたち、洗脳され、気力も体力も失って疲れ果てた子どもたち、彼らが軍隊に留まり続ける理由は様々だが、とにかく軍隊・組織にとっては都合のよい存在なのである。

4. 軍隊という「家族」を求めて

前に少し触れたが、ほとんどの国では、軍隊や武装勢力に参加することを避けたいというのが、一般民衆の本音である。しかし一方で、戦争に参加することを自ら望む家族や子どもたちも存在する。もちろん、その選択しか残されていない場合も含んでのことだ。戦争が長引くと、もともと貧しかった国は政治的、社会的、そして経済的にも壊滅状態に陥る。その日に食べるものを手に入れるのも困難になったり、村や地域が破壊されたりすれば、雨露しのぐ家も失う。軍隊に入ること最低限の食と住を確保できるし、銃や軍隊が身の安全を守ってくれると考え、入隊するものは多い。ましてや、親や親戚などが殺されたり、行方不明になったりして孤児となった子どもたちは、いわば家族の代わりや自分の居場所として、あるいは精神的なよりどころや安心・安全確保の保護を、軍隊や武装勢力に求めたりするという。

戦争賛美の風潮が強い場合もある。もちろん、その背景には、愛国心を

あおり、大義名分を声高に掲げ、マインドコントロールを含めたプロパガンダ、教育やマスメディアなどを通して、その様な風潮を意図的に演出する人間がいるし、それらを容易に受け入れ育む文化が存在する。こうした環境に置かれると、戦争に参加する、関わることは非常に名誉なこととして考える人々が多くなるのは当然かもしれない。特に子どもたちは簡単に影響を受け易い。例えば、軍隊は、特に男の子であれば、「男らしさ」を具現する最もすばらしい機会を提供してくれる場であり、その一員として戦争に直接関わり活躍することで「英雄」扱いをうけることに彼らが心底あこがれても、不思議ではない。軍の制服や銃を身につけ闊歩する兵隊、兵器で威圧し思いのまま人々を操る姿を目の当たりにすると、彼らは權威を振りかざすことに快感や深い魅力まで感じるようになるようだ。

友人の入隊に触発されることも多々ある。入隊した友人が、周りの人たちから羨望の目で見られ誉めそやされるのを見るにつけ、自分も人々の尊敬を勝ち取りたいという思いが募り、ついには徴募に嬉々として応じるといったことは、よくある話である。

家族や親戚など愛する人や身近な人たちが戦闘に巻き込まれて死亡した場合、あるいは残酷な拷問、虐待、強姦や暴力、拳銃の果ての殺戮などの場面を目撃した場合、殺した相手、敵のグループに対する復讐をしたいと強く願い入隊する子どもも出てくる。周囲の人たちも、彼らのそうした思いを勇敢な、特に男の子であれば、「男らしい」こととして期待する。そして復讐心をあおり育むことに躍起になる。

5. 軍隊は貧困脱出への希望？

貧しさにあえぐ一般民衆の中には、軍隊で活躍し昇進することが、彼らに残された唯一の社会的地位獲得の道、人生の階段を成功に向かって駆け上るチャンスと捉える人は多いようだ。息子たちの将来の成功を夢見て、彼らを強く後押しする親の切ない心情でもある。

子どもの貧困脱出を願う親もいれば、彼らを軍隊に入れることで、家族の経済的支えを得たいと考える親も多い。農民人口の多い開発途上国では、戦争が長引けば、農地は耕す人もいなくなり荒れ果てる。村ごと焼かれたり破壊されたり、或いは地雷がばら撒かれたりすれば、多くの農民たちは、たとえ命を奪われなかったとしても、収入を得る手段を全く失ってしまう。都市部でも、国の経済や政治の機能が破壊され或いは麻痺している中では、仕事を見つけることは不可能に近い。一家の大黒柱を含む多数の成人男性が戦禍で殺され、誘拐され、あるいは負傷したりした場合は、小さな子どもたちでさえ大切な稼ぎ手となることを期待されても不思議ではない。

貧困が蔓延している国の多くでは、紛争が起こっている、いないに関わらず、こうした小さな子どもたちが、その身体的、精神的、あるいは心理的能力を超えた過酷な労働を強いられることは、今ではよく知られていることだ。いわゆる児童「搾取」労働、一般には、児童労働といわれている。子ども兵が児童労働の範疇や視点で捉えられることは、1990年代半ばにこの問題が国際的に注目を浴びるようになった当初はあまりなかったようである。しかし、児童労働という視点は重要だ。子ども兵の問題が、彼らを取り巻く経済的な側面抜きには考えられないからである。

軍が子どもを要求するということは、紛争は終わらないということである。紛争が長引けば、国内の経済的状況はますます悪化の途をたどる。それが更に子ども兵を増加させるといった悪循環を、いったいどこで断ち切ることができるのか。こうしたことも含め、次章では「子ども兵」をめぐる問題をまとめてみたい。

第3章：「子ども兵」をめぐる諸問題

1. 見えない子ども兵

子ども兵を取り巻くもっとも厄介で基本的な問題のひとつが、ブレット

やマカリンらが危惧する、子ども兵が“目に見えない”⁽²⁶⁾ということである。それはなぜであろう。

第一に、子どもを兵士として雇用し戦闘員として使用することが好ましいことではないと大人たちはある程度認識するようになったことにも関係する。特に『子どもの権利条約』が、数ある国際条約の中でも最も多くの批准国を持ち、国際社会の注目度が高くなって以来、子ども兵を抱える国々では、政府の軍隊に属している子ども兵の存在でさえ隠したがる傾向があるようだ。ましてや反対武装組織に属する子どもの存在は、自己申告でもない限り全くといってもよい程わからない。入隊の時点で子どもたちに年齢を問わないことが通常化していることにも原因がある。しかし、たとえ名前や年齢が書き留められたとしても、そうした書類そのものの正確性や信憑性を知ることは不可能に近い。記録そのものが存在しないとされれば、追跡の仕様がなくなる。

第二に、兵士として登録する際に、年齢を偽ることが多い。特に応募する側、本人はもちろん、その肉親や地域の徴募の責任を任されている長老などが強く入隊を希望している場合に、多く見られる傾向である。更に、自分の正確な誕生日が不明であるとか⁽²⁷⁾、出生届けを提出しない国々は、アフリカを中心に開発途上国にはよくある⁽²⁸⁾。そのため、実年齢を知らない子どもも多いのである。又、例えば徴兵対象の兄が、もし一家の大黒柱である場合、彼の代わりに年端のいかない弟を、兄と偽って入隊させる例もある。となると、その子は最初から「子ども兵」の範疇からはじき出されることになる。

第三に、先にも述べたように、戦闘要員として正式に雇われた場合のみ、すなわち狭義の定義を「兵士」とし適用する場合、たとえ戦闘にかかわっていたとしても、子どもたちがその組織には属していないことになってしまうケースもある。

第四に、子ども兵は、たとえ組織に関わった時点で子どもであったとし

ても、その後成人し、例えば除隊や武装解除などで開放、或いは民間団体などにより救出された時点で18歳以上であれば、子ども兵としては認識されにくい。こうした大人になってしまった元子ども兵たちはもちろんだが、体格も顔つきも「年齢相応」の域を超えている子どもたちも、社会復帰や心身のリハビリを含む様々な支援の対象からは見過ごされてしまいがちである。

第五に、戦場や所属部隊内で殺害されたり、病気などで命を落としたりしても、気に留める人がいない場合が多い。彼らの親や兄弟、親戚などが戦争で亡くなっていることももちろんある。特に反対武装組織は、町や村から遠く離れた山奥やジャングルなど目に付かない場を拠点として活動しているために、もし子どもが誘拐されたりした場合には、肉親は、子どもがいなくなった時点でその存在をあきらめていることもあろう。賄賂などを使って子どもの行方を突き止め解放に成功したケースもあるが、大多数の貧しい人々にとっては不可能な話である。従って、子どもたちが永遠にこの世から消えてしまっても、そのことを知る者はいないということになる。

第六に、国際人道法⁽²⁹⁾の適用を否定し紛争そのものを否定・否認するケースが多発していることが考えられる。こうした場合には、これまで様々な非人道的な行為に対応してきた国際赤十字社などの海外の援助団体やNGOが人道支援活動する理由がなくなり、外部の目に触れる機会が完全に奪われ、戦禍の実態が見えなくなる。従って、子ども兵の現状把握も不可能となる。

2. 不十分な社会復帰対策

さて幸運にも武装解除となり除隊となった子どもたち、或いは救出された青少年少女たちは、その後どうなるのであろう。幼くして兵士として従事させられたり、あるいは自ら徴募に応じたりした子どもたちは、教育を受

ける機会を奪われている。軍隊や武装組織の中では、「敵を殺す」ことを第一の目的として様々な軍事訓練や前線での戦い、襲撃した村々の焼き討ちや物資などの強奪などで明け暮れる。こうした子どもたちは、軍隊組織から離脱や開放されたあと、何らかのリハビリ期間を持たなくては、いわゆる「普通の」日常生活を送ることは不可能に近い。善悪の判断すらつかない子どもたちに対して、基礎的な教育はもちろんだが、暴力以外での物事の解決方法も含め、一般社会で生活していくための様々な職業訓練も与えなければいけないのは当然である。しかし、憎しみや恐怖を徹底的に叩き込まれ、残虐な殺戮行為を繰り返し、武器を扱うことを第一義として生きてきた彼らには、憎悪などのマイナス感情をいかに乗り越えていくかという心の問題が一番の壁となつてのしかかってくる。

前述の『選択議定書（2000）』や、『子どもの権利条約』と『選択議定書』の具現化のためにまとめられた国際基準の『パリ原則（2007）』では、武装解除後、社会復帰に向けての取り組みの責任を、それぞれの紛争当事国政府が負っていることを明確化している。しかし、内戦などで政治的に不安定な国家において、後述するが、その経済的状況は、時に破綻状態にあるといってもいい。そのような中で、医療や教育、福祉的な分野に国家の財政を振り当てるゆとりは皆無に近い。従って、国際的な支援に頼らざるを得ない状況が見えてくる。

まだ限られた範囲ではあるが、実際に国際的な援助を受けながら元子ども兵に対するリハビリは、行われるようになってきている⁽³⁰⁾。しかし現実にはその取り組みは困難を極める。身体的な傷が回復したとしても、残虐で非道な体験をしていることから、ほぼ全員が心に深く痛手を負っている。心の問題・精神的なトラウマを解決するためには、それ相応の専門家が必要となるが、その数はもちろん不足している。或いは、にわかにはトレーニングを施して専門家の養成に力を入れたとしても、技術的な質の確保が難しい。

心のケアには長い時間も必要である。個人によって差があるが、少なくとも数ヶ月の訓練を終えて、表面的には心身が安定しトラウマを乗り越えて社会復帰できるように見えても、実際は異なる。夜眠れない、悪夢にうなされる、銃の音などに似通った生活音に怯え、突然泣き出し、暴力的になる。集中力が欠如或いは不足しているなどの、心的ストレスからくる諸症状で悩む元子ども兵は後を絶たない。

3. 家族や地域のきずな崩壊

悪戦苦闘しながらも、様々なリハビリを受け表面的には、自立した社会生活の基礎が身についたように見える若者たちを待っている社会は、更に過酷である。あったはずの故郷そのものが破壊され消滅していたりする場合もあろう。村や地域そのものは残っていても、帰還した元子ども兵の家族、親戚、友人、村人たちが皆殺しにされていたり、誘拐されたりして誰も残っていない場合も考えられる。更に、新たな住人として居座っている者たちは、その土地を襲撃し乗っ取った敵かもしれない。たとえ帰る故郷が存在し、村人たちが無事であったとしても、決して幸運だとは言いついて切れない様々な困難な状況が待ち受けているのである。その最も悲しい典型的な例が、家族などによる拒絶である。

完全拒否とは言わないまでも、かつての自分の故郷の村や地域に戻ることでできた元子ども兵たちが、家族や親類、あるいはその村の人たちに必ずしも歓迎されるわけではないことは数多く見られる。もし彼らが反政府武装組織の一員だったとしたら、政府軍に、スパイを囲っているのではないかなどと、その村全体が疑いをかけられ、不利益をこうむるかもしれない。その反対の場合にも、反政府の組織によって、村が狙われ襲撃の対象になる可能性もある。そうした中では、彼らは厄介者であり、あまり関与したくない存在に容易になりうる。精神的にどれほどダメージを受けたのか、なぜすぐに暴力的な振る舞いをするのかなどを十分に理解しない家族

や同世代の子どもたち、村人たちの中で、彼らはますます孤立していくことになる。

年齢によっては学校に戻る子もいるが、他の子どもたちから恐れられ、受け入れられない苦しみは、時に、暴力的な言動や行動として発露することになる。地域社会から受ける差別や偏見は多岐にわたり、自分の居場所を見出せず、ストレスや怒りから暴力を振るうなどの悪循環はますますエスカレートして、反社会的な行動や犯罪などに身を投じていく子どもも目立つ。暴力そのものが本質である軍隊や武装組織の中で子ども時代を生きぬいてきた若者たちの一部は、一般社会の中で自分の居場所を見つけられないまま、唯一自分のアイデンティティーを取り戻すことができる軍事組織に逆戻りしていく。

4. ジェンダー視点の欠如 ～女性たちの苦悩

さて、女の子の場合は更に複雑で、社会復帰そのものが不可能になる場合さえある。子ども兵から一般には男の子を連想する場合が多い。child soldiersを「少年兵」と日本語に訳す場合があるのがその表れであると前述した。確かにその数からみれば、どこの国や地域の場合でも圧倒的に男の子が多い。しかし、正規・非正規にかかわらず、世界中で女の子も兵士としてさまざまな役割を担わされている。

第1章でも少し触れたが、女の子の多くは、大人の兵士の性の道具あるいは性暴力の対象として扱われることが知られている。もちろん男の子も性暴力に晒される。しかしその数は、比べようがないほど女の子に多い。戦争という暴力の世界に常に身を置き、殺戮を目的として日々訓練や実践を重ねる彼らは、緊張や怒り、高揚感などで感情は高ぶり平常心を保つことは困難だ。そういった兵士たちに、殴られたり蹴られたり、様々な暴力を受けながら性の道具として扱われることが、どのような苦痛や恐怖に満ちたものかは容易に想像できよう。何人もの兵士たちに輪姦され、強姦ま

がいの行為を何度も繰り返される。しかしながら、こうしたことは、どのようなレポートにも、「性的サービス」といった単純平易な言葉で記述されるのみに留まり、それ以上に深く踏み込まれることはない。もちろん「サービス」に従事した、従事させられた当の本人たちのほとんどは、多くを語らない。それも、彼女たち特有の苦難や問題を含む実情が見えてこない一因である。

特に女性の場合は、エイズや様々な性病に感染していることが多い。エイズの蔓延は、特にアフリカでは深刻化しているのだが、軍隊組織の中ではその率は著しく、それぞれの国の蔓延率の何倍も何十倍にも及ぶという⁽³¹⁾。こうした組織の中で不特定多数の男性たちから、性行為の相手として扱われれば、彼女達が高い確率で感染しても何ら不思議ではない。

あまり歓迎されないことが多い子ども兵だが、その上兵士たちの性的サービスに関与していたこと、その結果エイズに感染したことが判明した際には、家族にも村の人たちにも、拒絶どころか村八分にも相当するほどの仕打ちを受けることは目に見えている。行くあてのない彼女たちを長期にわたって受け入れるような施設が、貧しい開発途上国に整っているわけがない。当然のことながら、彼女たちが医療サービスを受けることもない。病気が進行すれば身動きできなくなり、もちろん働くことも食事の準備をすることもままならない。そのまま、若くして誰にも表立って見取られることなく、ひっそりと息を引き取るのみである。

兵士たちの子どもを身ごもることも多々ある。妊娠がわかると、強制的に中絶を余儀なくされることが常道であるが⁽³²⁾、特に武装組織などでは、医療設備や道具も皆無の状態、医学的な知識や技術を持つものもない中で行われるという報告もある。そのために命を落とす女性に関しても言及されている。将校などに気に入られた女の子は、紛争の終結や停戦後もそのまま子どもと共に軍隊に残り続け、家族として一生を過ごすこともある。兵士の夫に捨てられ追い出され、子どもを連れてリハビリセンターに

收容される女性もいる。彼女たちは、社会復帰のトレーニングを終えて故郷に帰ることもある。しかし貞操が重んじられることの多い文化の中では、「父親のいない子」を連れて女は、家族にとっても恥とみなされるのが一般的である。たとえ家族が受け入れたいと思っても、地域のほかの人々の手前、それができないという困難さもある。

ただでさえ自立のために仕事を探すことが難しい中で、子どもを連れて、しかも冷たい視線や仕打ちの中で行き場所を失った彼女たちは、町に出て体を商売の道具として生きるなどの職しか選択の余地がないことが多い。男性優位の世界観が蔓延する中では、往々にして女性特有の問題は軽く受け流され、無視・無関心とまでは言い切れないが、真剣に議論されることなく闇に消えていくことに、筆者は危惧の念を抱かずにはおれない⁽³³⁾。

5. 深刻化する経済的・社会的状況

紛争当事国は様々なジレンマを抱えている。国内の紛争は長期にわたることが多く、国家の財政は破綻、あるいは疲弊し、たとえ紛争終結を迎えたとしても、それは国家の復興に向けての新たな苦難の始まりだ。深刻な財政難に加え、多くの債務を抱えていることが多く、国民一人ひとりの医療や福祉的な側面、あるいは、国家の将来の行く末にとっての鍵を握る教育にまでとても手がまわらない。従って、元兵士の子どもたちの社会復帰を支援するなどは、たとえ国際条約に謳われていたとしても、不可能か不十分にならざるを得ない。

様々な反対武装勢力との和解も、一筋縄ではいかない。たとえトップレベルで政治的な和解合意がなされたとしても、社会的、経済的な側面での溝や、心理的な疑惑や不安といったものは、容易には拭い去れない。ましてや、社会のインフラが整わず、経済的な自立を可能とする職の保障、地雷などの除去を含めた農地などの整備、生活の安定化に向けての対策などが進展しなければ、人々の不平不満は新たな紛争の火種になりかねない。

こうした経済的、社会的に不安定な状況に更に追い討ちをかけるのが、異常気象などによる旱魃などの自然災害である。

世界に蔓延し続けるエイズの問題が、こうした内戦とあいまって、深刻な問題を起こしていることも忘れてはならない。特に深刻なのが、子ども兵の数が一番多いとされるアフリカである。治療薬の開発が著しい先進国、特にアメリカなどでは、エイズウイルスに感染してもエイズの発症を抑えられるようになったが、アフリカを含む貧しい国の一般の人々には、手に届かない高価な薬である。猛威を振るうエイズの最大の懸念のひとつが、激増する孤児の問題である⁽³⁴⁾。特に、エイズに関する知識や理解が極端に欠如しているアフリカでは、親の死がエイズというだけで周りの人々からひどい差別を受けることになる。親戚に預けられる子もいるが、ほとんどが、経済的負担の重さや地域住民からの差別などもあって、決して歓迎はされない。更に本人がすでに母子感染でエイズに感染していることも多く、こうした病気を持った子どもの引き取りを放棄するケースも少なくない。養育者を失った子どもの多くは、やむなく、物乞いや物売りなどで自立の道を探すしかない。アフリカだけでも1,000万人といわれるストリートチルドレンの約70%が、こうしたエイズ孤児であるといわれている。悲しいことに、こうした子どもたちが、子ども兵として誘拐され、強制的徴兵のターゲットになる確率は非常に高いのである。明日をも知れない不安な日々をストリートで暮らすより、軍隊に入り、最低限の食や住を保障されることを子どもたちが望んだとしても無理からぬ話であろう。

紛争当事国は長引く紛争のために、国外や国内で国際支援を受けざるを得ない難民や国内避難民などの存在も、国家の復興や再建に重い課題を突きつける。18歳未満の難民の子どもたちは、約1,100万人にも上るといわれるが⁽³⁵⁾、故郷を離れ、親や親類のいない子どもたちも多く、彼らは子ども兵としての新たなターゲットになりやすい。先の見えない希望のもてない難民・避難民としての不自由な暮らしより、兵士としての生活のほ

うが魅力的だと思う子どももいるようである。

こうしてみると、子ども兵に関する問題は、ただ単に戦争をやめるといった単純なことでは解決しないことが明白だ。彼らを取り巻く社会的、経済的、福祉的、文化的といった様々な側面を考慮に入れ、総合的、複合的に取り組んでいかなければ、子ども兵の再生産という悪循環へ容易に立ち戻ってしまうことにもなる。

第4章：子どもたちに未来はあるのか？

第3章で述べたような様々な問題は、なかなかその解決の糸口が見つけられずにいる。この章では、懸命に模索を続ける取り組みを簡単に見ながら、今後の行く末に必要なものを探っていきたいと思う。

1. 国際条約の整備は、重要な土台

第二次世界大戦後、国際社会では人権擁護に関しての様々な条約や法律規範が整えられてきた。子ども兵に関連する条約も、ジュネーブ条約やその追加議定書から始まって、2002年発効の『選択議定書』やその具現化のために整備された2007年の『パリ原則』に至るまで、徐々に内容も改善されてきたことはすばらしい成果である。それぞれの条約に対する批准国もかなりの数にのぼり、それも大きな評価に値する。表2は、子ども兵に関連した主な国際的条約などをまとめたものである。

国際的なこうした関連条約の採択と発効の他にも、国連安全保障理事会においては、子どもの武力紛争への関与に関して、1999年頃から毎年のように議題のひとつとして議論され決議されてきた。これらの一連のことは、画期的なことであり進歩の証と考えられよう。2005年には、国連事務総長特別代表による報告や、事務総長自らの報告もなされている⁽³⁶⁾。

表 2 : 「子ども兵」に関連する主な国際条約など

採択年	条約などの名称 (関連条項)	子ども兵関連の主なポイント
1977 年	『ジュネーブ条約 (第 4 条第 3 項) に対する追加議定書 II』	子どもの武力紛争参加の最低年齢を 15 歳と規定。
1977 年	『ジュネーブ条約 (第 77 条第 2 項) に対する追加議定書 I』	
1989 年	(採択) : 『児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)』 (38 条)	15 歳未満の子どもの軍隊採用を禁止。
1990 年	(採択) : 『子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章』 (22 条)	18 歳未満の子どもの徴募および敵対行為への参加を禁止。
1997 年	『ケープタウン原則』 "The Cape town Principle"	
1998 年	(採択) : 『国際刑事裁判所規定』	18 歳未満の子どもの自国軍への徴募および敵対行為への直接参加のための利用を、戦争犯罪として規定 (8 条) など。
1999 年	(採択) : 『最悪の形態の児童労働の禁止および廃絶のための即時行動に関する条約 (ILO 第 182 号条約)』	
1999 年 10 月	"Berlin Declaration on the Use of Children as Soldiers"	
2000 年	(採択) : 『武力紛争における児童 (子ども) の関与に関する児童 (子ども) の権利条約選択議定書』	18 歳未満の児童の敵対行為直接参加を禁止。(1 条) 18 歳未満の児童の強制的徴集を禁止 (2 条) 自国の軍隊に志願するものに関しては、18 歳未満の者の採用を認めるが、『子どもの権利条約 38 条』規定の 15 歳未満からの最低年齢の引き上げに努力すること。その際には、最低年齢を記載する拘束力のある宣言や、採用が強制や強要でないことを確保するためにとられた保障措置を示すなどの義務を課している (3 条)。国の軍隊と異なる武装集団は、18 歳未満の者の採用および敵対行為への使用をしてはならないと規定。締約国はそのような行為の防止のための法律上の措置を含めた実行可能な措置をとる義務を有する (4 条)。
2001 年 4 月	"Amman Declaration on Child Soldiers"	
2007 年 2 月	『パリ原則』 "The Paris Principle"	1997 年のケープタウン原則の補強。『子どもの権利条約』と『選択議定書 (2000)』の具現化のため、パリの閣僚級会議でまとめられた武力紛争における子供の権利擁護にかんする国際基準。①子どもの徴兵禁止 ②すでに徴用された子どもの武装解除 ③社会復帰への政府の責任を明確化。

注 : 国連総会公式記録 (英文) や外務省 (日本) によるその説明書などから、筆者が抜粋しまとめたもの。

2. 連携プレーが求められるとき

各国政府や国際世論を揺り動かした原動力が、長期にわたり地道な活動を展開してきた様々な国際的或いは国内の NGO や宗教団体、とくにキリスト教系のグループである。彼らの努力の積み重ねや情報の発信、子ども兵に対する情熱とエネルギーなしには、この問題はこれ程までに進展しなかったかもしれない。長年の草の根的な活動によって、広いネットワークや土地の人たちの信頼を築いてきた国内外の NGO や、宗教団体のノウハウは、貴重な資源であり、今後も十分に尊重され活用されるべきであろう。世界中にネットを広げて活躍する人権や開発にたずさわる国際 NGO などが協力し、「子ども兵禁止のための世界連合」⁽³⁷⁾ といったネットワークでその活動を広げていることも特筆すべきだ。

『子どもの権利』を擁護し、彼らの well-being に力を注ぐ国連の専門機関、ユニセフによる努力も見逃せない。「当事国の政府と共に働く」という原則が、ある時は足かせや障害になることもあるが、逆にその立場を効果的に活用することで、一定の成果を挙げているのである。例えば政府レベルでの交渉、法律や政策・施策の整備といった大きな枠組み作りでの支援とそれらの運用監視、NGO や武装勢力との話し合いの橋渡しなど、国際機関としての役割が大切な一面であることは疑いようもない。と同時に、それぞれの NGO、宗教団体、ユニセフ、人権問題の専門家たちは、様々な側面から子ども兵に対してのプログラムを実践してきている。彼らの実践例や提言を考慮しながら、筆者の主な考えを簡単に羅列してみよう。

(1) 短期的・中期的取り組みの主なものとしては、

- ① 社会復帰のためのプログラムの充実（教育内容の検討、職業訓練、心理的な問題対応など）
- ② 人的資源の育成と充実（カウンセリングの専門家、社会復帰プログラムに携わる人、教師など）：様々な教育内容の指導技術向上など

も含めたプログラムの提供

- ③ 家族との再会支援（できうる範囲で）
- ④ 子ども兵が帰る場の確保や生活環境の整備
- ⑤ （家族を含む）村や地域の人たちに対する、子ども兵に対しての理解教育
- ⑥ 『子どもの権利』に関する知識やその概念などの認識を広める啓発活動

(2) 中期的取り組みの例は、

- ① 武装解除、動員解隊、社会復帰⁽³⁸⁾を速やかに行うための交渉や話し合い、その準備支援
- ② リハビリセンターなどの充実（新たな建造物などの建設ではなく、既存の施設などの整備、運営等）
- ③ 出生届の義務化や戸籍登録などの制度化（その重要性を理解してもらうための宣伝プログラムや教育、登録制度導入に当たっての問題点の分析や、書類などの工夫も含める。）

(3) 中期的・長期的には、

- ① 貧困撲滅に向けてのプログラム
- ② 停戦、戦争終結に向けての政府、反対武装勢力などとの交渉や話し合い（将来構想なども含め）
- ③ インフラの整備
- ④ 債務の返済も含めた、国の長期的な経済政策の整備支援 など。

いずれにしても、「子ども兵」問題に取り組むすべての者たちが補足し合い協力し合いながら連携プレーを継続していくことは、多様で複雑な問題解決にとって必要不可欠であることはいうまでもない。

3. 牛歩への苛立ちと怒り

しかし現実には、こうした NGO、国際機関や政府レベルでの具体的な努力が、子ども兵を廃絶することはもちろん、減少させることにも、なかなか結びついていかないのがもどかしくもある。

『選択議定書』発効から6年目にあたる今年2008年の2月、「子ども兵」に戦闘への関与をさせている武装組織や軍隊の数が、2006年の40から、2007年には57に増加したとの残念な報告がなされた⁽³⁹⁾。紛争が激化あるいは再燃している国々では、国連に対して子ども兵は雇わないという約束をしても、裏ではそれを破っているという報告もある⁽⁴⁰⁾。国際的な圧力や話し合いの結果、政府が合意し政府軍などから子どもを解放したとたん、他の反対武装勢力が彼らを連れ去ったり雇用したりする。あるいはその反対の例も多数見られるのは、なんとも腹立たしい。子ども兵や元子ども兵たちの抱える深刻な問題に対する対応の充実を約束しながらも、それが全くなされていない国がほとんどである。たとえ何らかの支援があったとしても、量的にも質的にも不十分であったり、適確でなかったりする。

紛争の当事国だけではなく、先進諸国の中ですら約束の反故、条約違反などが後を絶たない。最近(2008年5月)の情報によると、例えば、アメリカでは、17歳未満の公立学校の生徒に対しての米軍による隊員勧誘が日常化しているという報告がアメリカの人権団体⁽⁴¹⁾によってなされている。この報告によれば、公立の学校で行われている軍事教練のプログラム⁽⁴²⁾に、最も若い年齢で11歳という子どもまで、強制的に勧誘し、参加させているという。イギリスやオーストラリアなどでも、同じような事例が見られる。

こうしたマイナスの側面が目につくことに対して、それだけ国際社会の関心が深まり、監視の目が厳しく行き届くようになったことの表れといった見解も、特に国連関係者によってなされている。確かに今まで隠されていたり、人々の無関心から報告がなされなかったりしたものが、表面化さ

れた結果もあろう。しかし、それは、一方で根本的な問題の根の深さや解決の困難さを浮きぼりにした事でもあるのだ。

4. 子どもたちに未来はあるのか？

遅々として進まない子ども兵を取り巻く問題への対応に苛立ちを覚えつつ、本稿でこれまで述べてきた子ども兵を取り巻く諸問題を再度踏み込んで考えてみると、いくつかの厳しい指摘をしなくてはおれなくなる。

子ども兵を生み出す背景には汚職などにまみれた不安定な政治、貧しさにあえぐ大勢の人々、極端な格差の広がり、資源の不平等な配分、医療サービス、教育や社会保障の欠如、こうしたことに対する様々な不満が生み出す社会不安や凶悪な犯罪の頻発など、ありとあらゆる問題が渦巻いている。追い討ちをかけるように、旱魃や砂漠化、異常気象などの自然災害も人々を苦しめる。健全な国家の再建や運営のためにも、質の高い成熟したリーダーシップが渴望されている時に、紛争の当事国の多くでは、権力を掌握したひと握りの権力者・為政者たちの利己的な目的追及が目に見える。

しかしこうした紛争当事国、ほとんどの場合が開発途上国なのだが、彼らが抱える深刻な経済・政治問題は、必ずしも彼らだけの責任ではなく、米ソを始め、西欧の植民地時代の旧宗主国など、いわゆる先進諸国が過去にも、今現在も良くも悪くも深く関わっていることは疑いの余地も無い。

先進諸国が中心となり、世界の様々な紛争終結に向けての政治的な努力は大いに評価するし、継続し続けることが途切れてはならない。人道的諸問題を、人道的な支援だけで解決するということには限界があり、本質的には政治力が要求されるからである⁽⁴³⁾。しかしあえて付け加えれば、それは決して利害関係に基づくものであってはならない⁽⁴⁴⁾。あるいは、少しだけ譲歩した言い方をするならば、利害が第一義であってはならないと思うのだ。自国の国益にプラスになるかどうかという基準が、政治努力を傾ける対象国の選別や、紛争終結後の政治的・経済的支援の質を左右することが

あるならば、リーダーシップの質を問われてもおかしくないだろう。

特に経済的な利害関係について更に言及するならば、一つ目は資源争奪の問題、二つ目は武器の製造と輸出についてである。内戦が絶え間なく起こるアフリカや中東諸国をはじめ、多くの紛争地には、豊かなエネルギー資源や鉱物資源があり、それらをめぐっての米・ソ・西側ヨーロッパを中心とした先進諸国（日本も含む）、インドや中国などの新興国の介入は、今も続く。世界的な規模で行われる富の強奪戦と搾取が、貧困や格差、そして内戦、汚職などを引き起こす大きな原因であることを、今一度、私たちは再考すべきだ。

武器についても同じことが言えよう。確かに核兵器などの大量破壊兵器に関しての世界の関心や国際社会での議論は、その実態はともかく、世界平和維持のためには必要不可欠である。しかし世界中に、特に貧しい紛争当時国に蔓延している小型兵器による死傷者の数の方が、はるかに大量破壊兵器のそれより大きいのが現実であることを理解するべきだ。こうした通常兵器の規制に関する議論が真剣に行われないのは不公平であり、各国の政治的、経済的思惑が見えかくれて腹立たしい。特に銃規制に対して様々な圧力がかかるアメリカが及び腰になる理由はわかるが、決して容認はできない。国際社会は今こそ緊急にもっと積極的に通常武器の製造や輸出規制に向けての何らかの法整備に取り組むべきではないだろうか。

子ども兵を取り巻く大きな枠組みに短い苦言を呈したあとで、再度子ども兵の視点に戻り、この章でかけた大きな疑問、「子どもたちに未来はあるのか？」を考えてみたいと思う。

様々な基本的な権利を奪われ、つらい子ども時代を軍隊という暴力装置の中で過ごした子ども兵たちは、もし適切な社会復帰の機会が十分に与えられたとすれば、数多くのマイナスの経験をプラスに転換し、その後の人生を有意義なものにすることも可能となる。それは多くの人道支援に携わる者を支える信念であり希望でもある。その思いが具体的に形となって実

現することがある。その最たる例が、12歳のときに無理やりに兵士として内戦に引きずり込まれた経験を著書として発表した、シエラレオネのイシメール・ベアさんである。2007年に発刊された彼の『戦場から生きのびて ～ぼくは少年兵士だった』は、世界の人々に大きな衝撃と影響を与えた（日本語訳版は2008年発刊）。ユニセフに救出された彼は、紛争の被害にあった子どもたちの代弁者としてユニセフの活動を支えながら世界各国を回り、暴力や様々な危険におびえている子どもたちや、夢を持たずに絶望している若者たちに、勇気や希望を与えている。

ベアさんの場合は、もちろん特例中の特例といってもいいだろう。大部分の子ども兵にとって、彼らが懸命に復帰しようと努力をする「彼らの社会」とは、今までも述べたように、貧困にあえぎ、汚職にまみれ腐敗した政治が生み出す不正や不平等が蔓延した社会であることが多い。従って、彼らが社会復帰を無事果たしても、そこでほっと胸をなでおろすわけにはいかないのだ。復帰後が彼らにとっては「新たな戦争」の始まりのようなものかもしれないと考えると、暗澹とした気持ちになるのである。これが、現場で最も日常的に感じる正直な感情だ。子ども兵を含む戦禍の子どもたちに、そして世界中の子どもたちに果たして未来があるのか。もしあるとしたら、どの様な未来なのであろう。

子ども兵を含む戦禍の子どもたちの実態を世界に知らせたマシエルのレポート⁽⁴⁵⁾は、1990年からの10年間の紛争で亡くなった子ども200万人、負傷者600万人、心に傷を負った子は少なくとも1,000万人、子ども兵30万人などの衝撃的なデータを私たちに与えた。この莫大な「数字の固まり」で表現された子どもたちに、ただ同情し眉をひそめ、“ああ、その国に生まれなくて良かった”などと、私たちは思っていないだろうか。もしそうした「対岸の火事」的な態度を取り続けるならば、おそらくいつまでたっても夢のある発展の可能性を秘めた質のよい未来を、子ども兵にも、戦禍の子どもたちにも、私たちの身近にいる子どもたちにも引き継ぐことはで

きない。私たち一人ひとりが、特に大人のわれわれが、彼らの未来に対して義務と責任を自覚し、出来ることを何らかの行動に移していかななくてはいけない時ではないのだろうか。

おわりに

『子どもの権利条約』が採択されて今年、2008年11月20日でちょうど19年になる。世界には、「人権」という概念を西洋のキリスト教圏の落とし児と揶揄する国々や人々が多い。確かに、人権思想は様々な内部矛盾を抱えているし、議論の余地は充分にある。例えば、誰の人権を優先させるのかという問題はわかりやすい例だ。子ども兵の問題に当てはめれば、国家の主権が優先する現在の世界の共通認識の中では、たとえ子どもの人権が侵されているからといって、他国が介入することは、当事国にとってはいらぬおせっかいということになる。彼らの言い分は、子ども兵を生み出す元凶のひとつである構造的、絶対的貧困をはびこらせた先進国こそ、人道や基本的な人権に反しているということだからである。自分たちの尺度だけで“人権に反している”と一方的に非難する前に、自己矛盾を犯している自分たちを戒めよということであろう。しかしこうした水掛け論は、何の解決にもならない。

「子ども兵」の問題は、戦禍という特殊な状況にある子どもに限定したものではありません。彼らの問題は、子ども全体の問題でもある。特に、戦争、構造的、絶対的貧困、エイズ、などの政治的、経済的、社会的な問題が複層的に複雑に絡んだ状況下に置かれた子どもたちに共通する問題である。『子どもの権利条約』に謳われた、安全に、安心して健康に生きる権利、遊びや教育を含め、豊かに成長する権利などを奪われた世界中の子どもたちを代表する一例なのである。従って、彼ら子ども兵の問題は、軍隊からの解放や徴兵禁止などの独特の問題解決に努力すると同時に、社会

全体に澱のように沈殿した矛盾や不公正、不平等などの原因を包括的に考え、解決に向けて真摯に取り組むことを余儀なくさせるきっかけでもある。

第二次世界大戦後、恒久的な平和を求めて人類の英知を集めて起草された『世界人権宣言』のあと、数々の人権条約が締結された。しかしこの『子どもの権利条約』は、2008年10月現在、193カ国という、最も多くの国々から批准を勝ち得た、まさに人権全体を網羅した国際法であるというのも事実だ。その点から考えても、更に世界に存在する異なった法体系に照らし合わせても、子どもたちの権利を実現することに対しては、普遍的に近い合意がなされたといっても良い。この条約を、それぞれの国は口約束だけに終らせることなく遵守し、国内法を整備し、現実とのギャップをひとつひとつ埋めていく努力を怠らないことは言うまでもない。条文の一つひとつを、「子どもにとっての最大の利益」を念頭に置きながら徐々に具現化していくことは、やがては人類全体のあるいは様々な不利な立場に置かれた人々にとっても、大きな弾みになることは間違いないであろう。この義務と責任をどの国も平等に果たしていくその努力の延長線上に、子どものみならず、すべての人間の権利が守られるという希望が見えてくるのではないだろうか。

脚 注

- (1) イラン・イラク戦争：(1980・9・22～1988・8・20) 両国が国境をめぐる戦争。イランの革命(1979)拡大を恐れ、米ソ、西欧諸国は積極的にイラク(フセイン元大統領の独裁政権)を支援。
- (2) 1989年11月20日、第44回国際連合総会で採択された、子どもの様々な権利を保障する条約で前文と本文54条から成る。日本政府による正式な訳は、『児童の権利に関する条約』であるが、Childの訳をめぐる議論があり、『子どもの権利条約』の方が一般に使用されることが多い。2008年10月現在、193カ国が批准。日本も、1994年(158番目)に批准している。未締約国(未批准、未加入又は未継承の国)は、アメリカとソマリアの二国のみ。
- (3) 2000年の国連総会で採択、2002年発効。2008年2月現在、119カ国が批准。

「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察

- (4) 石は、それまで子ども兵の存在が確認されたのは、31カ国だったのが、1999～2001年の間に、41カ国に増加したと述べている。石弘之『子どもたちのアフリカ』(p. 122) 参照
- (5) 80万の18歳未満の子の内、約30万は政府軍、反政府武装組織、民兵組織などで、実践に参加。その他の約50万人は、スパイや偵察、見張り、武器や物資の運搬、雑役など。CSCのレポート『世界の少年兵レポート』2001と2003参照
- (6) 『子どもの権利条約』起草の過程で、この年齢設定に関しては、各国が激しく対立した項目のひとつである。しかし、『武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーブ諸条約の追加議定書』(1977年)の中で規定された年齢などを受け継ぐ形で、15歳が採用された。その後国際世論の高まりの中、文中に紹介の『選択議定書』(2002年発効)で、その年齢を18歳に引き上げることが盛り込まれた。
- (7) 石の調査では、13カ国10万人に及ぶという。石 *ibid.*, p. 122 参照
- (8) スエーデンのNGO(非政府組織)である、レッダ・バルネン(Rädda Barnen)が収集した情報を基に作成したもの。ブレット/マカリン『世界の子子ども兵』(pp. 22-23) 参照
- (9) 一例を挙げれば、リベリアのユニセフ現地事務所の2003年5月の聞き取りによると、7歳の子どもが直接に攻撃に加わっていたという。(ゲリラの指揮官の話)
- (10) ブレット/マカリン *ibid.*, p. 31 参照
- (11) ブレット/マカリン *ibid.*, pp. 31-34 参照
- (12) ブレット/マカリン *ibid.*, p. 42 参照
- (13) ブレット/マカリン *ibid.*, p. 34
- (14) 例えば、モザンビーク、シエラレオネなど。ブレット/マカリン *ibid.*, p.82 参照
- (15) 例：1993年5月、リベリアでのユニセフによる聞き取り。額などに切り傷を入れ、麻薬などを擦り込まれる例などは、アフガニスタン、ミャンマー、エルサルバドル、ペルー、ホンジュラス、モザンビークなど多数。Amnesty International "Sierra Leone: Human Rights abuses in War against civilians" (13 Sept. 1995) の p. 25 参考。ブレット/マカリン *ibid.*, p. 82 参照
- (16) 前述したが、イラン・イラク戦争(1980～1988)で明るみになる。チャドでも2000年に反対武装組織による報告例がある。石 *ibid.*, p. 120 参照。ミャンマーの軍事政権によるヒューマンスイーバーとしての強制作業は、アフガニスタンやインドシナでも行われている。(ILO条約勧告適用専門委員会の報告、1995

参考)

- (17) ウガンダ、ブルンジ、グアテマラ、ミャンマー、カンボジアなど多数。ブレット/マカリン *ibid.*, pp. 89-95 参考
- (18) ベルー、コロンビア、モザンビーク、ウガンダ、スリランカなど多数。ブレット/マカリン *ibid.*, pp. 81-82 参考
- (19) 大国(例:米ソ)が、自国の覇権拡大を狙うという目的を持って、他の国を舞台にし、軍事的、経済的支援をしながら行う戦争。大国がひとつの国内で対立陣営を作りそれぞれを支援することで、内戦、拳句は分断される羽目になったり、近隣諸国との戦争に発展したりする。
- (20) 朝鮮戦争(1950・6・25~1953・7・27) ベトナム戦争(第二次インドシナ戦争)(1959~1975) アフガニスタン(1979~1989) その他にも、米ソが同時に現地勢力を支援した例として、アンゴラ内戦(1974~2002) やソマリア内戦(1980代~) などがある。
- (21) 「民族浄化」は、1990年代に内戦中の旧ユーゴスラビアで頻繁に使用されるようになった言葉。その定義は曖昧だが、一般的には、複数の民族がひとつの国家や地域に住んでいる場合、ある民族が別のグループを虐殺、強制的な移住などで国外へ追い出したりして排除し、自分たち同じ民族だけの国家や地域を目指す考え方。
- (22) 1947年、旧ソ連のミハイル・カラシニコフが中心になって開発したアソールトライフル銃。
- (23) 現在世界に出回っている自動小銃は、その数の上位から、AK47が7,000万~1億丁、M16が700万丁、G3が同じく700万丁といわれる。("Shattered lives - the case for tough international arms control", 2003 参考)
- (24) 2,000~5,000円ほどで手に入るという。
- (25) "The Small Arms Survey" によれば、2002年現在、世界には約6億3,900万丁の小型兵器が存在するという。
- (26) ブレット/マカリン *ibid.*, p. iii 参照
- (27) 筆者が(国連児童基金 通称ユニセフ)バングラデシュ勤務時代(1988~1992)に、現地スタッフの中には、“サイクロンが……を襲った年に生まれた”であるとか、“(農作業などで)忙しい時期だったから、たぶん半年かそこら前が自分の生まれた日だろう”とか、曖昧な記憶しかない者もいた。2つの誕生日を、就学や就職など場面に応じて使い分けているスタッフも当たり前のように存在していたことに、当時は驚いた記憶がある。
- (28) 世界には何百万何千万の子どもが存在しないことになっている。例えば、中国を除く開発途上国の5歳未満の子ども55%が、出生登録されていない。(ユニ

「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察

セフの“存在しない子どもたち”『世界子供白書 2006』参考)

- (29) 第二次世界大戦後に生まれた概念であり、一般的には、1949年のジュネーブ4条約(戦争における傷病者の保護、捕虜や一般市民の保護などを謳った条約)と、1977年の2つの追加議定書を中心に、様々な人道に関する条約や慣習法の総称であるとされる。2008年5月現在、ジュネーブ4条約は、194カ国が批准している。
- (30) 例えばシエラレオネでは、宿泊設備のついた学校兼リハビリセンターを各地に設置し、何千人もの元子ども兵を收容。様々な教育や心のケアを行っている。
- (31) 例えばエイズ感染者やエイズの多さで突出しているアフリカ諸国だが、軍隊組織では、一般の人の10倍以上だといわれる。ジンバブエでは、軍の将校の80%がHIV/AIDSに感染していたとの報告もあるという。(石 *ibid.*, pp. 124-125 参照)
- (32) ホンジュラス、ペルーなどでの例。ブレット/マカリン *ibid.*, p.75 参照。
- (33) 第二次世界大戦中の日本軍による「慰安婦問題」も、最近の例では、旧ユーゴスラビア紛争においての女性に対する集団レイプや性的暴力による辱めを戦略とした例なども、女性の兵士が直面する特有の問題と同じ範疇で考えるべき問題。
- (34) “Children on the Brink 2002”(『危機に瀕する子どもたち 2002年』) 参照。バルセロナで2002年7月に行われた、第14回国際エイズ会議で提出された報告書で、UNAIDS, UNICEF, USAIDによる88カ国の合同調査の結果をまとめたもの。それによると、15歳未満の孤児は、1,344万、うち80%にあたる1,103万人がアフリカに集中しているとのこと。これは、1990年にUSAIDが行った調査の100万人を12年で10倍にしたという、驚くべき結果である。
- (35) UNHCRによると、2005年1月現在 パレスティナの400万人の難民を除いて、難民の数は、920万人。しかし、難民、国内避難民、帰還を果たした元難民、いわゆる無国籍の人たちなど、援助対象となる人々は増加傾向にあり、およそ1,920万人。18歳未満は、5割以上とされる。本文記載の1,100万人は2003年のデータ。
- (36) 国連事務総長特別代表報告は、総会資料A/60/335(2005年)、国連事務総長報告は、S/2005/72(2005年) 参照(英文)
- (37) 国際人権団体のアムネスティインターナショナルなど国際NGOを中心とする組織。
- (38) 武装解除(Disarmament)、動員解隊(Demobilization)、社会復帰(Reintegration)は、その頭文字から、通称“DDR”といわれ、平和に向けての第一歩となる重要課題として、国連の専門機関など(例: UNHCR)は取り組んで

いる。

- (39) 2008年2月12日、国連安全保障理事会にて行われた、子どもと武力紛争に関する国連事務総長報告に対しての公開討論会 参照。57は、2007年の統計。
- (40) 1997年、スリランカでの例として、ユニセフが報告している。
- (41) 全米市民的自由連合（ACLU）が、『国連の子どもの権利に関する委員会』に2008年5月13日に提出した報告書。「新聞赤旗」（日本共産党、2008年5月20日）参照
- (42) 幼年予備役将校訓練部隊（JROTC）と呼ばれているもの。「新聞赤旗」（日本共産党、2008年5月20日）参照
- (43) 緒方貞子『紛争と難民』参考。“人道問題に人道的解決なし”は、緒方が難民高等弁務官として活躍した10年（1991～2000）の任期期間中の様々なスピーチなどにもよく引用されるフレーズであるが、現場での深い経験からでてきた重みのあることばである。
- (44) 例えば、豊かな資源（石油、ガスなどのエネルギー資源、鉱物資源など）狙い：国連での支持票狙い：軍事的な地の利狙いなど。
- (45) グラサ・マシエル（元モザンビークの教育大臣。南アでアパルトヘイトと戦った初代大統領ネルソン・マンデラは、彼女の現在の夫である。）は、国連事務総長の命を受け、戦禍の子どもたちの実態を調査。そのレポート、“The UN Study on the Impact of Armed Conflict on Children”（『武力紛争が子どもに及ぼす影響』）は、子ども兵の実態を幅広く網羅した公式報告書として、国際社会の関心を引き寄せ、その後の啓発に大きく貢献。

参考文献

- 石弘之『子どもたちのアフリカ ～〈忘れられた大陸〉に希望の架け橋を』（岩波書店、2005年）
- 江原由美子 編『性・暴力・ネーション』（ケイ草書房、1998年）
- 緒方貞子『紛争と難民』（集英社、2006年）
- 鬼丸昌也・小川真吾『ぼくは13歳 職業、兵士』（合同出版、2005年）
- カーディナー、エイブラム（中井久夫・加藤寛：訳）『戦争ストレスと神経症』（みすず書房、2004年）
- ギデンズ、アンソニー（佐和隆光：訳）『暴走する世界』（ダイヤモンド社、2001年）
- 国境なき医師団 編（鈴木主税：訳）『国境なき医師団は見た ～国際紛争の内実』（日本経済新聞社、1999年）

「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察

- 少年兵の従軍禁止を求める連合（CSC）『世界の少年兵レポート』2001年と2003年
- シンガー、P.W（小林由香利：訳）『子ども兵の戦争』（NHK出版、2006年）
- 田中利幸 編『戦争犯罪の構造 ～日本軍はなぜ民間人を殺したのか』（大月書店、2007年）
- ナイ、ジョゼフ・S（田中明彦・村田晃嗣：訳）『国際紛争 ～理論と歴史』（有斐閣、2002年）
- 西澤哲『子どものトラウマ』（講談社現代新書、1997年）
- 初岡昌一郎 編『児童労働 ～廃絶にとりくむ国際社会』（日本評論社、1997年）
- ブレット、レイチェル・マカリン、マーガレット『世界の子ども兵』（新評論、2002年）
- ベア、イシメール『戦場から生きのびて ～ぼくは少年兵士だった』（河出書房新社、2008年）
- ボンソンビー、アーサー『戦時の嘘』（東晃社、1941年）（原書は、"Falsehood in Wartime"（Allen and Anwin, 1928）
- 松井やより『グローバル化と女性への暴力 ～市場から戦場まで』（インパクト出版会、2000年）
- 松井やより 編『地球をめぐる女たちの反戦の声 ～テロも戦争もない21世紀を』（明石書店、2001年）
- モレリ、アンヌ（永田千奈：訳）『戦争プロパガンダ10の法則』（草思社、2002年）
- 山下恭弘『武力紛争における子どもの保護』（福岡大学法学叢集45巻2号、2000年）（p. 87～）
- 山本敏晴『世界で一番いのちの短い国 ～シエラレオネの国境なき医師団』（白水社、2002年）
- 渡辺治・和田進 編『平和秩序 ～形成の課題（講座 戦争と現代5）』（大月書店、2004年）
- Machel, Graça "The UN Study on the Impact of Armed Conflict on Children"（『武力紛争が子どもに及ぼす影響』（UN Doc. A/51/306 of 26 August 1996 and Add. I of 9 September 1996, New York）
- The Coalition to Stop the Use of Child Soldiers (CSC) "Child Soldier Global Report 2001"
- The Coalition to Stop the Use of Child Soldiers (CSC) "Child Soldier Global Report 2003"
- 国連総会記録 A/RES/54/263（英文）（2005年5月25日）および外務省の説明書（平成16年3月発行）

中 神 洋 子

UNAIDS, UNICEF and USAID "Children on the Brink 2002 – A Joint Report on Orphan Estimates and Program Strategies" (『危機に瀕する子どもたち 2002 年』) (Presented by USAIDS, UNICEF and USAID for the 14th International Conference on AIDS, 2002)

UNICEF 'The trauma of war' in "The State of the World's Children 1996" (『世界子供白書 1996』) (UNICEF, 11 Dec. 1995)

『世界子供白書 2006 ～存在しない子どもたち』(UNICEF, 2006)

"The Small Arms Survey" (Oxford University Press, 2002)

"Shattered Lives - the case for tough international arms control, 2003" (Amnesty International/Oxfam International)

(本学教授・国際社会福祉論)